

第 3 期和泉市男女共同参画行動計画（中間見直し）について

計画策定（見直し）の経緯

男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項、和泉市男女共同参画推進条例第 12 条に基づく基本計画として、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間を計画期間とする「第 3 期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）」を策定、男女共同参画施策推進並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進しているところです。

このたび計画の中間年度を迎えるにあたり、策定以後の国内外の動向や社会経済情勢等の変化をふまえ、目標年度に向けて実効性をいっそう高めていくため、一部見直しを行います。

行動計画策定（平成 27 年 3 月）後の主な動き

〔国際的な動き〕

- 平成 27 年 3 月、第 59 回国連婦人の地位委員会（北京+20）開催
- 平成 27 年 3 月、第 3 回国連防災世界会議「仙台防災枠組」採択
- 平成 27 年 9 月、国連サミット

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)」
採択

〔国の動き〕

- 平成 27 年 12 月、「第 4 次男女共同参画基本計画」策定
- 平成 28 年 4 月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行
- 平成 29 年 1 月、「改正ストーカー規制法」施行
- 平成 29 年 1 月、「改正男女雇用機会均等法」施行
- 平成 29 年 10 月、「改正育児・介護休業法」施行

〔大阪府の動き〕

- 平成 28 年 3 月、「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」策定
- 平成 29 年 3 月、「DV防止基本計画（2017-2021）」策定

見直しの考え方

- 基本的な構成は変更せず、前期の進捗状況や、国内外の情勢の変化も勘案し、必要となる視点や項目を追加・変更します。
- 各事業の成果指標・活動指標について、追加・削除は行いません。ただし、各課（室）で進行管理を行っている計画等での指標と整合性を図るための見直しは行います。

見直しのポイント

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に規定する「市町村推進計画」を包含します。
- 国及び府の計画や社会経済情勢の変化を勘案し、職場環境整備や子どもの貧困対策等の新たな課題を取り入れる予定です。